

## ○駒澤大学経済学部現代応用経済学科・ラボラトリ規程

平成 30 年 4 月 1 日

制定

(名称・設置)

**第1条** 本ラボラトリは、駒澤大学経済学部現代応用経済学科・ラボラトリ(以下「ラボ」という。)と称し、駒澤大学経済学部現代応用経済学科(以下「本学科」という。)の下に設置する。

(目的)

**第2条** ラボは、駒澤大学(以下「本学」という。)建学の理念、経済学部(以下「本学部」という。)及び本学科のポリシーに基づき、現代応用経済学科に関連する研究及び関連する活動を推進する。

(事業)

**第3条** 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種プロジェクトを単位とした活動
- (2) 研究会、講演会及び各種イベントの開催
- (3) 機関誌などの刊行
- (4) インターネット等の各種メディアを用いた情報発信
- (5) 外部の研究団体、機関又は企業組織等との共同研究及び協力
- (6) 学外組織等に対する社会貢献
- (7) 学外組織等との連携を通じた地域貢献
- (8) 研究及び各種事業を通じた人材育成
- (9) その他上記各号の目的を達成するために必要な事項

(運営委員会)

**第4条** ラボには、運営に関するすべての事項を審議し決定するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、副所長、幹事及び運営委員5名以内をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、随時開催するものとする。

(委嘱)

**第5条** 所長、副所長、幹事及び運営委員は、本学科教員又は本学科以外の本学教員の中から、運営委員会で決定し、本学部長が委嘱する。

2 所長及び副所長は、運営委員の中から互選によって決定する。

(所長及び副所長)

**第6条** 所長は、ラボを代表し、ラボの管理・運営・経理を統括する。

2 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

**第7条** 所長及び副所長の職務を補佐し、ラボにおける事務及び会計事務を統括するため、幹事を置く。

2 幹事は、運営委員会の議を経て運営委員の中から所長がこれを委嘱する。

(任期)

**第8条** 所長、副所長、幹事及び運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

**第9条** 運営委員会に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、ラボに顧問を置くことができる。

2 顧問は、本学専任教員に限らず広く人材を求め、運営委員会が推薦し、所長がこれを委嘱する。

(研究員)

**第10条** ラボには、研究員を置くことができる。

2 研究員は、運営委員会によって決定される研究計画に参加を希望する本学教員・学生及び学外者から研究プロジェクト期間を単位として委嘱する。

3 前項の委嘱については、運営委員会の議を経て、所長がこれを行うものとする。

(運営費)

**第11条** ラボの運営費は、外部資金・研究会等の会費・寄附金その他をもって充てる。外部資金の取り扱いについては、駒澤大学受託研究に関する規程、駒澤大学学外共同研究に関する規程、駒澤大学奨学研究寄附金に関する規程及び駒澤大学寄付講座に関する規程等を準用する。

2 運営費の収支決算及び会計は幹事がこれに当たり、その責任は所長が負うものとする。

3 会計報告は、毎年、運営委員会で行う。

(報告)

**第12条** 所長は、毎年度、収支決算書とともに活動報告書を作成し、本学部長及び学長に提出しなければならない。

(規程の改廃)

**第 13 条** この規程の改廃は、運営委員会、本学部教授会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

(事務所管)

**第 14 条** ラボの事務所管は、教務部とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。